

受益者負担の適正化に関する基本方針

平成 29 年（2017 年）3 月 策定
令和 2 年（2020 年）4 月 改訂

八 王 子 市



目次

1 はじめに	3
2 受益者負担の基本的な考え方	4
(1) 負担の公平性	4
(2) 算定方法の明確化	4
(3) 受益者負担割合の設定	4
(4) 効果的・効率的な行政サービスの提供	4
(5) 定期的な見直し	5
3 対象とする受益者負担	5
(1) 受益者負担の種類	5
(2) 適用除外	6
4 使用料について	7
(1) 原価に含める経費	7
(2) 施設の性質別負担割合	8
(3) 算定方法	10
(4) 用途別区分の平均単価の使用	10
(5) 曜日・時間帯別の料金設定	12
(6) 市外利用者の取扱い	12
(7) 指定管理者制度導入施設	12
5 手数料について	13
(1) 原価に含める経費	13
(2) 受益者負担割合	13
(3) 算定方法	14
(4) その他	14
6 減額・免除	15
(1) 使用料	15
(2) 手数料	15
7 その他	16
(1) 改定上限率	16
(2) 近隣自治体及び市場価格との均衡	16
(3) 諸収入等	17
(4) 無料施設の有料化	17

改訂履歴

作成日	改訂内容
平成 29 年(2017 年) 3 月	初版作成
令和 2 年(2020 年) 4 月	地方公務員法及び地方自治法の改正による会計年度任用職員への制度移行に伴い、嘱託員及び臨時職員に係る記載を、会計年度任用職員に改める

1 はじめに

平成 26 年 3 月に策定した第 8 次行財政改革大綱において、重点取組事項の一つに受益者負担の適正化を掲げました。

これまでの受益者負担の適正化では、無料施設の一部有料化や施設改修による利用環境向上に合わせた個別の料金改定を行ってきました。しかし、これらの改定は、定期的な見直しや統一的な視点からは、十分な取組ではありませんでした。受益者負担を適正化するためには、社会経済情勢や市民の価値観、サービスの利用実態の変化を踏まえ、統一的な視点による見直しを行う必要があります。

そこで、行政サービスの提供にかかる経費、利用実態、市民生活における必需性や民間事業者等による類似サービスの実施状況を分析し、受益に応じた負担のあり方を検討することとしました。検討に当たっては、職員で構成する「受益者負担の適正化委員会」で現状と課題を整理し、公募市民や学識経験者からなる「使用料等受益者負担適正化検討会」において、市民の視点、専門家の視点から意見をいただきながら議論を重ねてきました。さらに、検討結果をもとに取りまとめた「受益者負担の適正化に関する基本方針」（案）について、市内 7 か所で説明会を実施し、市民の皆様から御意見をいただきました。

こうした経緯を踏まえ、税で負担する「公費負担」と利用者が負担する「受益者負担」の考え方を明確にし、公平性と透明性を確保するため、ここに「受益者負担の適正化に関する基本方針」を策定いたしました。

今後、本基本方針に基づき、個々の行政サービスを取り巻く状況も考慮しながら見直し作業を行い、受益者負担の適正化を進めてまいります。

2 受益者負担の基本的な考え方

(1) 負担の公平性

公の施設^{*}の維持管理、運営や証明発行等の行政サービス(以下「行政サービス」という。)を提供するには、施設の維持管理経費や人件費などの経費がかかります。これらの経費は、行政サービスを利用する人が負担する使用料や手数料等と、市民の税金で賄っています。つまり、行政サービスを利用しない人も経費の一部を負担していることとなります。

そのため、受益者が応分の対価を負担することで、行政サービスを利用する人と利用しない人との負担の公平性を確保する必要があります。

(2) 算定方法の明確化

行政サービスの利用者に適正な負担を求めるためには、料金の算定方法を明確にし、分かりやすく示すことが必要です。

料金の算定は、それぞれの行政サービスに係る経費を算定基礎とし、各施設及び各手数料で不平等が生じないように、共通の方法を設定します。

(3) 受益者負担割合の設定

行政サービスは、その目的や性質が多様であるため、一律の割合で受益者に負担を求めることは、かえって公平性を損なうこととなります。そのため、行政サービスの目的や性質に応じ、受益者が負担する割合と公費で負担する割合を設定します。

(4) 効果的・効率的な行政サービスの提供

行政サービスの提供にあたっては、事務の効率化や適正な人員配置、効果的な業務委託、指定管理者制度の導入などにより、経費節減の取組を進めてきました。行政サービスの提供に係る経費は、使用料等の算定基礎となるため、今後も引き続き節減に取り組みます。

また、利用者数の増加や利用率の向上は、施設の有効活用はもとより、使用料収入の増加につながります。そのため、継続的に実態調査を行い、利用者のニーズを踏まえた事務の見直しを行います。

これらの取組を着実に進めることにより、効果的・効率的な行政サービスの提供に努めます。

^{*}住民の福祉を増進する目的をもって住民の利用に供するために普通地方公共団体が設ける施設

(5) 定期的な見直し

適正な受益者負担を維持するため、原則、5年ごとに料金の見直しを行います。ただし、社会状況に大きな変化がある場合や、施設の運営方法を変更する場合などは、5年の周期を待たず適宜見直しを行うこととします。

3 対象とする受益者負担

(1) 受益者負担の種類

- ①使用料 地方自治法第 225 条の規定に基づき、公の施設の利用につき徴収するもの
- ②手数料 地方自治法第 227 条の規定に基づき、特定の者のためにする事務につき徴収するもの
- ③分担金 地方自治法第 224 条の規定に基づき、地方公共団体が特定の事業に要する経費に充てるため、当該事業によって利益を受けるものから徴収するもの
- ④負担金 地方公共団体が、法令、条例等に基づき徴収するもの
- ⑤諸収入 私法上の契約関係に基づき徴収するもの
- ⑥市に歳入のない自己負担 検診受診費用、予防接種費用

地方自治法

第 224 条(分担金)

普通地方公共団体は、政令で定める場合を除くほか、数人又は普通地方公共団体の一部に対し利益のある事件に関し、その必要な費用に充てるため、当該事件により特に利益を受ける者から、その受益の限度において、分担金を徴収することができる。

第 225 条(使用料)

普通地方公共団体は、第238条の4第7項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

第 227 条(手数料)

普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

(2) 適用除外

次に掲げるものについては本基本方針の適用外とします。

- ① 法律や政令等により基準が定められているため、市が独自に設定することが適当ではないもの
 - 地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定される手数料
 - 市営住宅家賃
- ② 国の指針や東京都の条例等に準拠しているため、市が独自に設定することが適当ではないもの
 - 老人保護措置費
 - 助産施設運営費
 - 母子衛生費
- ③ 公共性とともに経済性を発揮しながら運営することが求められているため、独自の基準によって料金を算定することが適当なもの(公営企業)
 - 下水道事業
 - 駐車場事業
- ④ 政策的な判断や広域的な観点を必要とするため、専門の審議会等において検討する必要があるもの
 - 保育所保育料
 - 学童保育所保育料
 - ごみ処理手数料

4 使用料について

(1) 原価に含める経費

原価に含める経費は、人件費、物件費、維持補修費、補助費等、減価償却費、公債費
 利子及び指定管理業務に係る経費とします。

[原価に含める経費]

人件費	報酬	<ul style="list-style-type: none"> ● 人件費 = 人件費単価 × 職員数 人件費単価は職員・任期付職員・再任用職員それぞれの平均給与額を用います。 ● 会計年度任用職員報酬は実額を使用します。 ● 行政サービスの提供に直接従事する職員に要する経費(直接人件費)のほか、間接的に従事する職員に要する経費(間接人件費)も算入します。 ● 特殊勤務手当・時間外勤務手当・休日勤務手当・管理職手当・退職手当・児童手当は除きます。
	給料	
	職員手当等	
	共済費	
物件費	需用費	消耗品費、印刷製本費、光熱水費等
	役務費	電話料、点検手数料等
	委託料	施設の運営や維持管理に係る業務の委託料
	使用料及び賃借料	建物借上料、機器借上料、テレビ受信料等
	備品購入費	事務用機器、器具等備品の購入費(重要備品 [※] を除く)
	その他	当該施設の管理運営に要する経費
維持補修費		施設や設備の修繕料(大規模修繕を除く)、工事請負費等
補助費等	報償費	施設の管理運営に関する委員会等の委員謝礼、指導員謝礼等
	保険料	火災保険料、建物保険料等
	負担金	施設の管理運営に関する団体の会費等
減価償却費		建物等建設費・重要備品の減価償却費の当該年度分
公債費利子		当該施設の借入金に係る当該年度に返済した利子
指定管理業務に係る経費		指定管理者が行う業務のうち、自主事業を除く業務に係る経費 (八王子市指定管理者制度ガイドライン 8 ページ 「6 経費の取扱い」参照)

- ◆ 減価償却費は、利用する期間にわたって建設費を費用配分するものであるため、法定耐用年数に応じた当該年度分を原価に含める経費とします。
- ◆ 土地は、施設を廃止した場合でも市の資産として残るものであり、また、経年に応じて減価償却していく性質のものではないことから、原価に含めません。土地借上料についても市有地との公平性を図るため原価に含めません。
- ◆ 指定管理者制度を導入している施設については、市側に発生する経費(指定管理料を除く)及び指定管理業務に係る経費の総額を原価に含める経費とします。

[※]取得価格が 100 万円以上の備品

(2) 施設の性質別負担割合

① 性質別分類

公の施設は、その設置目的や性質が多様であるため、使用料の算定にあたっては、施設の性質により区分し、受益者が負担する割合と公費で負担する割合を設定する必要があります。そこで、施設の性質を次の二つの基準で分類し、それぞれの負担割合を設定します。

◆ 「市民生活における必要性」

市民生活における必要性が高い施設・・・基礎的なサービスを提供し、大半の市民が必要とする施設

市民生活における必要性が低い施設・・・個人の価値観に応じて選択的に利用する施設

大半の市民が必要とする施設は、公費の負担割合を高く設定し、人によって必要性が異なり、個人の価値観に応じて選択的に利用される施設は、利用者の負担割合を高く設定します。

◆ 「民間施設の代替性」

民間施設の代替性が低い施設・・・同様のサービス提供が民間では困難な施設

民間施設の代替性が高い施設・・・同様のサービス提供が民間でも可能な施設

同様のサービス提供が民間では困難な施設は、行政が関与する必要性が高いと考えられるため、利用者の負担割合を低く設定します。一方、民間でも提供が可能な施設は、使用料を低く抑えることにより、民間事業者の参入機会を損なうおそれがあるため、利用者の負担割合を高く設定します。

②受益者の負担割合

受益者の負担割合は「0%」「50%」「75%」の3種類とし、「100%」の区分は設けません。本基本方針では、使用料の算定基礎となる原価に各施設の減価償却費を含めています。そのため、受益者負担100%ということは、施設の整備・維持管理に係る全ての経費を受益者の負担で賄うということになります。しかし公の施設は、住民福祉の増進を目的とし、市民の誰もが利用する機会を有しているため、全ての経費を利用者の負担とすることは適当ではないと考えます。

受益者負担割合

- 【A】大半の市民が必要とし、民間では提供が困難な施設 **0%**
- 【B】大半の市民が必要とし、民間でも提供が可能な施設 **50%**
- 【C】人によって必需性が異なり、民間では提供が困難な施設 **50%**
- 【D】人によって必需性が異なり、民間でも提供が可能な施設 **75%**

③施設の性質別負担割合

		民間施設の代替性	
		低い	高い
市民生活における必需性	高い (基礎的)	<p>【A】 公費負担 100% 受益者負担 0%</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;">斎場（火葬室）</div>	<p>【B】 公費負担 50% 受益者負担 50%</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;">霊園</div>
	低い (選択的)	<p>【C】 公費負担 50% 受益者負担 50%</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px;"> 会議室・体育室・体育館・プール(屋外・室内)・野球場・陸上競技場・スケートパーク・ホール・生涯学習センター・学園都市センター・市民会館・夢美術館・こども科学館・タやけ小やけふれあいの里・姫木平自然の家・先端技術共同研究センター・高尾599ミュージアム </div>	<p>【D】 公費負担 25% 受益者負担 75%</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;"> トレーニング室・テニスコート・戸吹湯ったり館・斎場（式場） </div>

(3) 算定方法

使用料の算定方法は次のとおりとします。なお、算定に用いる経費は、維持管理費等の年度間の変動を考慮し、直近3か年度の平均値とします。

①1室当たりの使用料

貸室(会議室やホール)など一定のスペースを貸切で使用(占有)する施設は、次のとおり算定します。

使用料=1㎡1時間当たりの単価[※]×貸出面積×貸出時間×性質別の受益者負担割合

※1㎡1時間当たりの単価=年間経費÷貸出総面積÷年間貸出可能時間

②1人当たりの使用料

プールなど不特定多数の個人が同時に利用する施設は、次のとおり算定します。

使用料=1人当たりの単価[※]×性質別の受益者負担割合

※1人当たりの単価=年間経費÷年間目標利用者数

(4) 用途別区分の平均単価の使用

使用料の算定にあたっては、原則として施設の年間経費に基づき算出した施設ごとの単価を使用します。しかし、規模や保有形態などによって施設ごとに維持管理費等の金額が異なるため、同種、同規模の施設であっても、使用料に差が生じる可能性があります。例えば、A市民センターの会議室とB市民集会所の会議室は、面積や設備が同じであるにもかかわらず使用料に差があると、公平性が損なわれ、利用の偏りも懸念されます。

そのため、同程度の設備を有し同様の用途で使用される施設については、使用料に差が生じないよう、平均単価を使用することとします。

ただし、市内全域からの利用を前提としている施設については、原則どおり、施設ごとの単価を使用します。

[用途別区分]

区分	施設名	
会議室	市民センター	会議室、和室、調理室、音楽室、多目的室、美術室、展示室、カルチャールーム、ホール
	市民集会所	会議室、和室、調理講習室
	芸術文化会館	展示室、創作室、茶室、会議室
	南大沢文化会館	展示・多目的室、会議室
	大横保健福祉センター	創作室、健康運動室、レクリエーション室、教養娯楽室、会議室、講習室、調理実習室
	東浅川保健福祉センター	集会室
	北野余熱利用センター	会議室、和室
	富士森体育館	会議室
	甲の原体育館	会議室
	総合体育館	会議・研修室
	生涯学習センター分館	学習室、視聴覚室、創作室、調理講習室、和室、保育室
	長房ふれあい館	集会室、会議室、和室、娯楽室、多目的室、創作室
	長池公園自然館	会議室、講話室、展示室、工作室
高尾駒木野庭園	和室、板の間	
市民センター等体育室	市民センター	体育室
	東浅川保健福祉センター	体育室
	北野余熱利用センター	多目的ホール
体育館	富士森体育館	競技場、レクリエーションホール、分館競技場
	甲の原体育館	体育室
	総合体育館	メインアリーナ、サブアリーナ、アリーナ諸室 多目的室
屋外プール	大塚公園プール、陵南プール	
室内プール	東浅川保健福祉センター、北野余熱利用センター 甲の原体育館	
トレーニング室	富士森体育館、総合体育館	
テニスコート	滝が原運動場、梶田運動場、富士森公園、上柚木公園、大塚公園、大平公園、久保山公園、内裏谷戸公園、別所公園、松木公園、殿入中央公園、戸吹スポーツ公園	
ホール・練習室	芸術文化会館、南大沢文化会館	

(5) 曜日・時間帯別の料金設定

曜日や時間帯によって、施設の維持管理等に要する経費に大きな違いはないため、原則、同一料金とします。ただし、特定の曜日や時間帯に利用の偏りがある場合は、利用の実態等を勘案し、使用料に差を設けることが出来るものとします。

(6) 市外利用者の取扱い

公共施設は、市民の財産であり、その管理運営には市税が充てられています。そのため、市民以外の利用により市民の利用に支障が生じる場合、または市民以外の利用が特に多い場合は、使用料や予約の取扱いに差を設けることが出来るものとします。

(7) 指定管理者制度導入施設

指定管理者制度による利用料金制を導入している施設については、本基本方針により見直しを行うのは、指定管理者が設定する利用料金ではなく、条例に規定する上限額です。したがって、これらの施設の利用料金は、市が上限額の見直しを行い条例改正等の手続を行ったうえで指定管理者が設定します。あわせて、市は指定管理料を見直す必要があります。

なお、既に基本協定を締結している施設については、原則として、基本協定締結期間中は現行料金のままとし、見直した利用料金の適用は新たな基本協定締結時とします。

◆見直しの標準スケジュール

年度	月	見直し事項	
		使用料	指定管理者
指定開始 前々年度	6～9	使用料算定	
	3	条例改正	債務負担行為予算の議決
指定開始 前年度	6～9		指定管理者選定
	12		指定管理者の指定の議決
	3		基本協定締結
指定開始年度	4	条例施行	指定管理期間開始

5 手数料について

(1) 原価に含める経費

原価に含める経費は、人件費、物件費、減価償却費とします。

[原価に含める経費]

人件費	報酬	<ul style="list-style-type: none"> ● 人件費 = 1時間あたり人件費単価×1件あたり所要時間 人件費単価は職員・任期付職員・再任用職員・会計年度任用職員(専門職)はそれぞれの平均給与額、会計年度任用職員(アシスタント職)は一般事務職の時間額を用います。 ● 特殊勤務手当・時間外勤務手当・休日勤務手当・管理職手当・退職手当・児童手当は除きます。 ● 所要時間に算入する事務は、申請書受理、書類審査、現地調査、証明等作成、交付に係る事務に限定します。ただし、許可等に係る手数料に限り、事前相談を含めることとします。
	給料	
	職員手当等	
	共済費	
物件費	旅費	現地調査等に係る経費
	需用費	消耗品費、印刷製本費、光熱水費等
	役務費	電話料、通信運搬費等
	委託料	当該事務に使用する電算機器等の保守委託料等
	使用料及び賃借料	当該事務に使用する電算機器等のリース料
	備品購入費	当該事務に使用する事務用機器等の備品の購入費(重要備品を除く)
	その他	当該事務に要する経費
減価償却費		当該事務に使用する重要備品の減価償却費

(2) 受益者負担割合

手数料は、地方公共団体が特定の者のために行う役務に対して、その費用を賄うために徴収する料金であることから、原則として1件当たりに係る経費の100%を受益者の負担とします。

(3) 算定方法

手数料の算定方法は次のとおりとします。なお、算定に用いる経費は、事務処理経費の年度間の変動を考慮し、直近3か年度の平均値とします。

①積み上げ算定方式

事務処理経費が固定的な単価で構成されているものについては、各単価を積み上げて次のとおり算定します。

$$\text{手数料} = \text{1件当たりの事務処理経費※} \times \text{受益者負担割合 100\%}$$

※事務処理経費＝人件費＋物件費＋減価償却費

②総額算定方式

経費の総額を受益者全員で負担すべきものや、1件当たりの経費を算出できないものについては、次のとおり算定します。

$$\text{手数料} = \frac{\text{年間事務処理経費※}}{\text{年間処理件数}} \times \text{受益者負担割合 100\%}$$

※事務処理経費＝人件費＋物件費＋減価償却費

③その他

①②のいずれにも適さない場合は、個別に算定方法を検討します。

(4) その他

同種事務の料金の統一化

同種の事務を複数の課において取り扱う場合、当該事務に要する経費が異なり、手数料に差が生じる可能性があります。同種の事務については、最低原価を用いて算定することにより料金を統一します。

6 減額・免除

(1) 使用料

現在の減額・免除の制度は、施設ごとに内容が異なり、適用の基準も様々です。

減額・免除による減収分は公費によって賄うこととなるため、その適用は慎重に行わなければなりません。そこで、減額・免除はあくまで例外的な措置として、次のとおり統一的な基準を定めます。この基準をもとに、各施設において設置目的等を勘案し、真に必要な場合に限定して条例に規定することとします。

- ①法令で減免することを規定しているもの
- ②生活困窮者等特別な事情のあるもの
- ③中学生以下の施設使用料(土曜日及びこどもの日)

- ◆ ①～③のほか、政策的判断に基づき減免できる旨の規定(例:「市長が特別な事情があると認めたもの」)を設ける場合には、原則として規則において減免すべき事項を具体的に規定することとします。

(2) 手数料

八王子市手数料条例に定める以下の基準をもとに、内容や用途等を勘案し、真に必要な場合に限定して各条例において規定することとします。

- ①国、地方公共団体等が職務上必要とするためのもの
- ②生活保護法の規定により保護を受けている者から申請があったもの
- ③戸籍に関し、法律の規定により無料の取扱いができるもの

- ◆ ①～③のほか、政策的判断に基づき減免できる旨の規定(例:「市長が特別な事情があると認めたもの」)を設ける場合には、原則として規則において減免すべき事項を具体的に規定することとします。しかし、緊急に政策的判断が求められる事案に限り、個別の決裁により適用するものとします

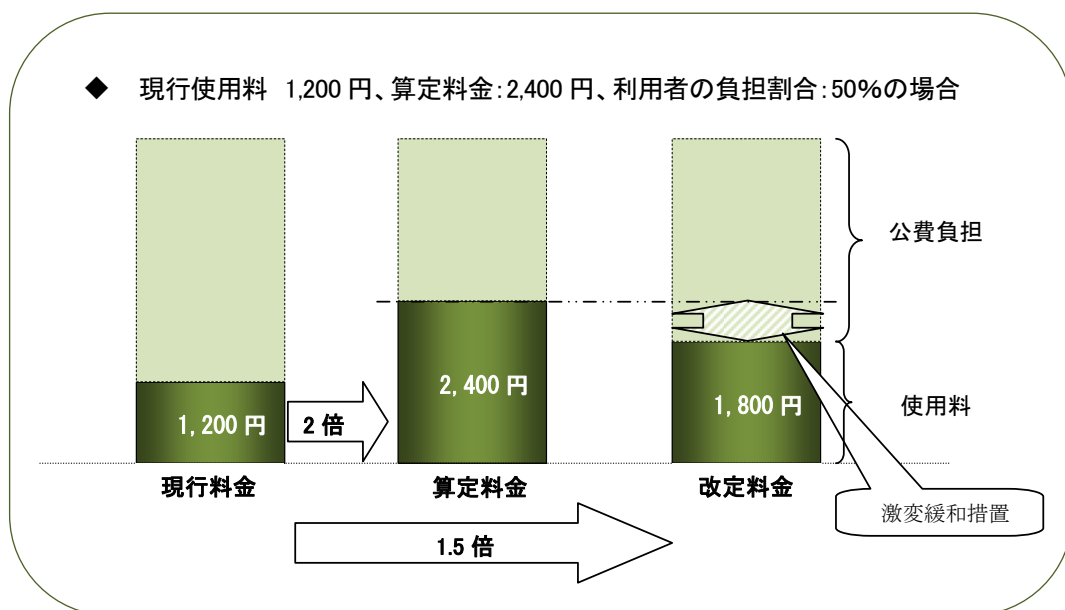
7 その他

(1) 改定上限率

算定料金が現行料金と比べて大幅に増額となる場合、利用者の急激な負担の増加と、利用率の低下を防ぐため、激変緩和措置として現行料金の1.5倍を改定額の上限とします。

なお、維持管理経費等の年次的な変動を考慮し、算定料金と現行料金の乖離幅が小さい場合には現行料金を据え置きます。

[改定上限率のイメージ]



(2) 近隣自治体及び市場価格との均衡

近隣自治体における同種の事務にかかる手数料や相互利用が可能な施設の使用料などについては、必要に応じて料金の均衡を図ります。

また、民間において同種のサービスが提供されている場合には、市場価格を考慮した料金設定とします。

(3) 諸収入等

諸収入のほか市の歳入にならない自己負担金など、該当する行政サービスについて個別に検討し、必要に応じて料金の見直しを行います。

(4) 無料施設の有料化

使用料を徴収していない施設については、同種の有料施設との公平性の確保、資産の適正利用・有効活用の観点から有料化を検討し、有料化する場合には、本基本方針に基づき適正な使用料の設定を行います。

受益者負担の適正化に関する基本方針

平成 29 年（2017 年）3 月 発行

令和 2 年（2020 年）4 月 改訂

発 行／八王子市

編 集／行財政改革部 行革推進課

〒192-8501

東京都八王子市元本郷町三丁目 24 番 1 号

電話 : 042-620-7423

FAX : 042-627-5939

URL : <http://www.city.hachioji.tokyo.jp/>